

平成 22 年 10 月 22 日

日本高等学校ゴルフ連盟
加盟校顧問各位
個人加盟者各位

日本高等学校ゴルフ連盟
理事長 石田克人
理事長代行 監崎敏博
(競技担当)

－大会出場日数規定について－

当連盟は、平成 22 年 3 月 24 日に「大会出場日数規定」を制定し、これを同年 4 月 1 日から施行しておりますが、この規定の解釈として、当連盟では、「土・日曜日、長期休暇（春・夏・冬休み）の競技についても、出場日数に数える。」との見解に立ち、そのような解釈を公表して参りました。ところが、この規定及び解釈に関しては、ジュニアゴルフ界に、様々な議論を引き起こし、全国理事会等においても、連盟理事の先生方から、種々のご意見を頂戴致しました。当連盟としましては、このような状況のもとで、この規定及び解釈を見直すべきかどうかについて、会長とも相談のうえ、9 月 25 日の執行部会に諮ったところ、下記のように処理すべきことに決しましたので、お知らせ致します。

記

- (1) 大会出場日数規定は、当面、改定しないこととし、その改定の可否は、平成 23 年年度 3 月の理事会において、審議して頂くこととする。
- (2) 大会出場日数規定にかかる上記解釈を、変更し、これについては、次のとおり、解釈し、以後、当該規定は、この解釈に依拠して運用する。
すなわち、土・日曜日、長期休暇（春・夏・冬休み）の競技は、大会出場日数規定にかかる出場日数には、算入しない。但し、土・日曜日、長期休暇（春・夏・冬休み）において、学校行事等のために、所属する学校によって、登校・参加が義務づけられている日については、出場日数に算入する。
- (3) 本年 4 月 1 日以後に提出された出場届のうち、上記解釈の変更により、大会出場日数規定にかかる出場日数に算入されなくなった土・日曜日、長期休暇（春・夏・冬休み）におけるものは、これを、当該規定による出場届から除外する。

以上